

令和2年第1回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年1月23日（木）第1回鹿沼市農業委員会総会を鬼怒川温泉ホテルにおいて開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

推進委員

大栗靖夫	川田勝巳	三品博史	大柿春男	大門和男	川田武雄
細川康彦	高村秀男	豊田好男	黒川啓一	竹澤靖	荻原俊彦
石川一磨	市田好久	松井研吉	瓦井勝二	奈良茂男	小平敏男
大類英明	秋澤和夫	岩出正行	廣瀬博	大森泰文	青木正好

(24名)

欠席者

筧則男	熊倉正之	黒田新造	柴田忠	金子孝之	山崎哲
-----	------	------	-----	------	-----

(6名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書4ページ2番について取り下げ願いが提出されたため、削除を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後3時05分、第1回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

5番 根本和男委員 15番 牧島俊男委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買3件、賃借権設定1件、贈与1件、計5件の許可申請が提出されました。議案番号5番、下永野の贈与の件以外につきましては、別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。また、議案番号5番についてでございますが、申請受付時に農地の一部が宅地への進入路として利用されている、いわゆる農地法第3条としては許可にならない状態であることを代理人から報告いただいていた案件でございますが、代理人から現地調査が行われる1月20日までに必ず農地へ復元するという約束のもと、申請したいと話があったため受付した案件でございます。1月20日に駒場局長、福田係長、私の3名で現地確認を行った結果、申請時の状態から改善がない状況でございましたので、同日代理人の方に取下げの依頼をさせていただきました。その後、代理人と譲受人で協議を行いました。農業委員会総会で諮った後、対応を検討したいとの話があり、本日議案として提出させていただいた次第であります。本案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たしていないことから、事務局としましては現地の進入路部分が耕作可能な状態となるまで保留が妥当かと考えておりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、千渡の件は、譲渡人の父親が園芸屋を営んでいたのですが、亡くなり、息子さんがどうしたらよいかと悩んでいた農地です。場所が、譲受人の家の目の前の土地だったため、依頼してみたところ買ってくれることになりました。現地も確認しましたが、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎青柳秀男委員 2番は下大久保です。譲受人は、元農業委員の息子さんで、その農地は水田であります。問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎村上信吉委員 3番の売買の件は、譲渡人のご両親が亡くなり、その次男が管理してきた農地です。譲受人が、4、5年前からその農地を借りて、ソバや水稻、葉物野菜野を作付けし、

それらを自宅前で販売していたようです。この辺りは圃場整備がされておらず、進入路も狭い状況ではありますが、問題ありません。

◎福田裕委員 4番、塩山町の件は、親子でニラ栽培をされている農家の息子さんが譲受人となるものです。息子さんが、自分で土地を借りてニラを栽培したいとのことで、大変意気込みのある青年で、将来楽しみだなと感じております。問題ありませんのでよろしくお願い致します。

◎毛塚欣伸委員 5番、下永野の件は、事務局の説明のとおり、いろいろ問題のある土地です。申請者の事情も分かるので、最後は許可となるように事務局で指導をお願いします。

◎事務局（高橋主事）住宅の敷地内と見れるような土地であるため、5条の農地転用や非農地証明なども検討しながら、適切な手続きがとれるよう案内していきたいと考えております。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から4番の許可について諮り、決定した。5番については、保留とした。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、南上野町における●●さん申請の農地改良への転用については、南を西を畑、北を雑種地、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。2番、南上野町における●●さん申請の農地改良への転用については、南と東と西を畑、北を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。3番、南上野町における●●さん申請の農地改良への転用については、北と南を西を畑、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（根本和男委員）さる1月20日に、私と牧島俊男委員、駒場局長、福田係長、前澤主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、2番、3番の南上野町の案件は、農地改良のための一時転用で、みなみ小学校から南に約600mの所で、9月の総会で諮られた農地と隣接する場所

です。一段低くなっており、そこに土を入れて平らにするそうです。問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、2番、3番は、くつつきの番地で、目的も同じなので、一括で説明します。隣り合った農地を持つ3名からの申請で、農地改良のための一時転用です。現地調査員の説明のとおり、問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における●●申請の太陽光発電施設への転用については、北を雑種地、東を道路、西を山林、南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、千渡における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、北と南を道路、東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。4番、西沢町における●●申請の太陽光発電施設への転用については、北と東を道路、南と西を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、茂呂における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、北と東と西を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番、深津における●●さん申請の一般住宅への転用については、北と西を畑、東を道路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。7番、中粕尾における●●申請の太陽光発電施設への転用については、北と東と西を道路、南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、深程における●●申請の砂利採取への一時転用については、北と南を田、東と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。9番、深程における●●申請の砂利採取への一時転用については、周囲を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（根本和男委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番及び3番を私から、4番から9番を牧島委員から報告します。

1番、富岡の件は、特別養護老人ホーム●●より北に約100mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲にはすでに太陽光発電設備が設置されており、状況から問題ないと見て参りました。3番、千渡の●●による園芸用土採取のための一時転用の件は、●●保育園から東に約250mの所です。こちら問題ないと見てまいりました。4番からは牧島委員にお願いします。

◎現地調査員（牧島俊男委員）4番、西沢町の件は、三山沢入りバスバス停から西に約600mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。篠竹がジャングルようになっていました。問題ないと見てきました。5番、茂呂の●●による園芸用土採取のための一時転用の件は、深津入りバスバス停から西に約800mの所です。付近に土干場のハウスがたくさんあるところです。問題ないと見てきました。6番、深津の一般住宅への転用の件は、深津関東バスバス停から南東に約900mのところ、こちら問題ないと見てまいりました。7番、中粕尾の太陽光発電設備への転用は、弁天下入りバスバス停から南西に約150mのところ、台風19号の被害を受けた場所で、農地は荒れていましたが、問題ないと見てきました。8番、深程、●●による砂利採取のための一時転用の件は、清州コミュニティセンターから北西に約950mのところ、問題ないと見てきました。9番も深程で、●●による砂利採取のための一時転用です。清州コミュニティセンターから西に約750mのところ、こちら問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の件は、譲渡人の●●さんが高齢になり、畑作ができなくなったため、太陽光発電施設に転用するものです。この辺りは同様の施設が多くあり、周囲の状況からみても問題ないので、承認をお願いします。

◎福田春男委員 3番、千渡の●●の件は、●●の奥さんが経営している会社で、そこが園芸用土採取のため一時転用するものです。交通量の多いダンプ道路の東の農地で、交通に気を付けてやるよう話をしました。問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎廣田和世委員 4番、西沢町の件は、●●さんから太陽光事業者への売買です。イノシシの棲みかになっているような所で、太陽光発電以外の活用は難しい場所です。問題ないので承認をお願いします。

◎篠原和夫委員 5番、茂呂の園芸用土採取のための一時転用は、現地調査員の説明のとおり問題ありません。6番、深津、●●さん申請の一般住宅への転用の件も、現地調査員の説明

のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎大森用子委員 7番、中粕尾の太陽光発電設備への転用の件です。台風19号で被害を受け、砂利が入っている様子を確認してきました。また、その周りはイノシシにやられて、でこぼこしている状況で、将来的には周りの農地所有者も太陽光をやりたいと言っているようです。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎益子裕幸委員 8番、9番、深程の件は、砂利採取のための一時転用です。両案件とも問題はありますが、搬入搬出路に使われる道路が狭いため、鉄板を敷いて実施するとのことです。よく監視していきたいと思います。承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び3番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年1月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、2件、4筆、4,720㎡となっております。続いて、議案書7ページをご覧ください。更新の利用権設定が、2件、2筆、2,011㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、2件、2筆、6,795㎡となっております。続いて、議案書9ページをご覧ください。所有権移転が、1件、5筆、13,176㎡となっております。これら合計7件、13筆、面積26,702㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から7番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に

関する法律第 18 条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法 19 条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書 10 ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第 5 号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第 5 号については妥当と決定した。

◎議長は、議案第 6 号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(福田係長) 議案第 6 号 空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回 1 件の申請が提出されました。空き家に付属した農地については、平成 30 年 5 月に「鹿沼市空き家に付属した農地等の別段面積取扱い基準」が定められ、指定された農地に係る下限面積は 1 a となっております。今回の申請は、運用が開始されてから初めての指定申請になります。該当案件は、指定を受けようとする土地 1 筆ごととし、農地の所有者等により維持管理・農作物の栽培がおこなわれる見込みがなく、空き家に隣接しており、空き家と農地の所有者が同一である等の、同基準、第 4 条第 1 項の各号の要件を満たしていると考えております。なお、指定農地を取得する場合は、農地法第 3 条の許可申請が必要になります。ご審議をお願いいたします。

◎議長は事務局の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎青柳秀男委員 1 番、草久の件は、空き家バンクに登録になっているもので、1 月 20 日に見てきました。栗野の業者が家のリフォームと一緒に農地をあっせんしているもので、地元の人に話を聞くと、新しい家でないので、屋根のリフォームだけでも早くやった方がいいと言っている状況でした。農地については、耕作するには手入れが必要だろうなと思いました。

◎議長は、議案第 6 号について質問を求めたが、質問がないため指定について諮り、1 番について指定することに決定した。

◎議長は、協議第 1 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題とし、説明を事務局に求めた。

◎事務局(福田係長) 協議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。令和元年 11 月 28 日開催の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において

決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」を受け、決議の実施について提案するものです。決議の内容については、記載のとおりとなります。ご協議をお願いします。

◎議長は、協議第1号について質問を求めたが、質問がないため諮り、1番について決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後4時00分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年1月23日

議 長

署名委員

署名委員
